

佐賀市小中学生各種スポーツ大会等出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会体育で活動している本市の小学校の児童および中学校の生徒が九州規模以上の大会に出場する場合に際し、その活躍を祈念し激励することを目的として予算の範囲内で激励金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象大会)

第2条 激励金の交付対象となる大会は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体、公益財団法人日本オリンピック委員会加盟団体およびその上部または傘下の競技協会等が主催、主管、または文部科学省またはスポーツ庁が後援する九州規模以上の大会
- (2) 全国スポーツ少年団交流大会および九州ブロックスポーツ少年団交流大会

(交付対象者等)

第3条 激励金の交付対象者は、社会体育で活動している小学生の児童および中学校の生徒のうち、佐賀市に住民登録し、居住している者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前条第1号の大会に県大会以上の予選大会等を経て出場資格を取得して出場する団体及び個人
 - (2) 前条第1号の大会に県等の競技協会等が各種大会等の実績をもとに推薦し、出場する団体及び個人
- 2 前条第2号に出場する団体及び個人については、前項を適用しないものとする。
 - 3 交付対象人員は、主催者が大会要項等で定めた選手数とし、指導者等は含まない。
 - 4 他の市町村等から、補助金等を受けていない者とする。

(激励金の額)

第4条 1人当たりの激励金の額は、別表のとおりとする。ただし、団体競技での申請について、1団体への交付額の上限を、大会区分に関わらず100,000円とする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、小中学生各種スポーツ大会等出場激励金交付申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に大会開催前日までに提出しなければならない。

- (1) 大会開催要項等の写し

(2) 選手名簿(選手の住所が記載されているもの)

(3) 出場資格を証する書類

2 激励金の申請は、団体、個人ともに大会区分ごとに1回までとする。ただし、同一大会に団体、個人の両方で出場する場合は、いずれか一方のみ申請できるものとする。

3 激励金の申請は、団体、個人に関わらず、社会体育クラブの代表者が行うものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、交付の申請があったときは、その内容を審査したうえで必要と認められる場合に、予算の範囲内において激励金の交付を決定し、小中学生各種スポーツ大会等出場激励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(変更)

第7条 申請者は、大会等出場者の変更が生じたときは、小中学生各種スポーツ大会等出場激励金交付変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、激励金の額に変更がない場合については、この限りではない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、小中学生各種スポーツ大会等激励金変更決定通知書(様式第4号)により交付決定の内容を変更することができる。

(激励金の交付)

第8条 この激励金は、概算払いを原則とし、交付決定を受けた申請者は、速やかに小中学生各種スポーツ大会等出場激励金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、各種競技大会終了後速やかに小中学生各種スポーツ大会等出場激励金交付実績報告書(様式第6号)に大会結果がわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(激励金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき激励金の額を確定し、小中学生各種スポーツ大会等出場激励金確定通知書(様式第7号)を申請者に通知する。

(交付決定の取消又は激励金の返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号に該当するときは、激励金交付決定の全部又は一部取消、もしくは既に交付した激励金の全部又は一部について、小中学生各種スポーツ大会等出場激励金返還命令書(様式第8号)により期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、激励金の交付を受けたとき。
- (2) 各種大会等に出場しなかったとき。
- (3) その他、市長が不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

| 開催地 | | 大会区分 | | | |
|----------|-----|--------|--------|---------|---------|
| | | 九州大会 | 西日本大会 | 全国大会 | 国際大会 |
| 県内 | | — | — | 5,000円 | 10,000円 |
| 九州 | 日帰り | 3,000円 | 3,000円 | 5,000円 | 14,000円 |
| | 泊有り | 5,000円 | 5,000円 | 8,000円 | |
| 沖縄 | | 8,000円 | 8,000円 | 11,000円 | 16,000円 |
| 中国・四国・近畿 | | — | 7,000円 | 10,000円 | 15,000円 |
| 中部・関東 | | — | — | 11,000円 | 15,000円 |
| 東北・北海道 | | — | — | 12,000円 | 20,000円 |
| アジア | | — | — | — | 30,000円 |
| アジア以外 | | — | — | — | 50,000円 |

備考

- 1 九州とは、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県をいう。
- 2 中国とは、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県をいう。
- 3 四国とは、香川県、愛媛県、徳島県、高知県をいう。
- 4 近畿とは、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県をいう。
- 5 中部とは、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、岐阜県をいう。
- 6 関東とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県をいう。
- 7 東北とは、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県をいう。